

平成26年9月12日
水管理・国土保全局 防災課

平成26年8月豪雨による災害復旧事業の査定の簡素化について（お知らせ）

平成26年8月豪雨による被災地域の早期復旧を支援するため、災害復旧の迅速化に向け、次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を簡素化することといたしましたのでお知らせします。

机上査定額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を拡大：3百万円未満（通常）→1千万円未満

■対象自治体

岐阜県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、高知県、広島市

※机上査定：災害査定は実地にて行っているところであるが、申請額が300万円未満等に限っては机上にて災害査定を行っている。

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 災害査定官（事業） 向井 正大（内線35752）

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 03-5253-1607